

被処分者の氏名又は法人名称	山本 康司
登録番号又は法人番号	12301013
所属する単位会	兵庫県行政書士会
事務所所在地	兵庫県西宮市大谷町1-32 サンライフ大谷302
処分年月日	平成30年12月13日
処分内容（種類）	2月間の業務の停止
上記処分をした理由	<p>被処分者は、平成24年6月11日付けで締結した交通事故被害者との委任契約において、弁護士資格がないのに、成功報酬を得る目的で、交通事故に係る損害賠償請求権を行使し、多額の賠償金の支払を受けるように交渉し、行動した。</p> <p>また、平成27年5月22日付けで締結した交通事故被害者との委任契約において、交通事故被害者に代理した保険会社への自動車損害賠償責任保険金の請求に留まらず、本来、交通事故被害者が受領すべき保険金を受領した。</p> <p>さらに、被処分者は、これらの行為を通常の業務手順としており、本件以外においても複数の委任契約において、これらの行為を行っている。</p>
上記処分の根拠となる法令	<p>弁護士法第72条</p> <p>行政書士法第1条の2第2項及び第1条の3第1項ただし書</p>